

令和3年第2回大衡村議会定例会会議録 第1号

---

令和3年6月2日（水曜日） 午前10時開会

---

出席議員（11名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	12番 細川 運一	

---

欠席議員（1名）

11番 佐藤 貢

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	庄子 明宏	監 査 委 員	渡邊 保夫
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	齋藤 浩	総 務 課 長	佐野 克彦
企 画 財 政 課 長	残間 文広	住 民 生 活 課 長	金刺 隆司
税 務 課 長	堀籠 淳	健 康 福 祉 課 長	早坂紀美江
産 業 振 興 課 長	渡邊 愛	都 市 建 設 課 長	後藤 広之
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	参 事 兼 指 導 主 事	岩渕 克洋
会 計 管 理 者	堀籠満智男	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

---

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 書記 片浦 則之 書記 残間 頼

---

議事日程（第1号）

令和3年6月2日（水曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

---

午前10時00分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。佐藤 貢副議長、届出欠席であります。

定足数に達しますので、これより令和3年第2回大衡村議会定例会を開会いたします。

ここで、皆さんに議長より申し上げます。

本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、大衡村議会会議規則第4条第3項の規定を受け議席の間隔を可能な限り開けております。発言及び答弁はマスク着用のまま、登壇せず自席にてお願いをいたします。なお、現在クールビズ施行中でありまして、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。執行部におかれましてもそのようをお願いをいたします。

これより諸般の報告を行います。

議長としての報告事項並びに監査委員から提出のあった例月出納検査についての報告書は、お手元に配付している写しのとおりであります。

事務組合等に関する報告書については、議員控室に備えておりますので、縦覧願います。

陳情書については、配付しております陳情書文書表のとおりであります。今回は全て配付のみとさせていただきます。ご了承願います。

次に、常任委員会の閉会中の所管事務調査に関わる報告を行います。

各委員長に報告を求めます。佐々木金彌総務民生常任委員長。

総務民生常任委員長（佐々木金彌君） それでは、私のほうから総務民生常任委員会の調査報告をいたします。

私どもは5月14日、所管事務調査として現地調査を行い、環境管理センター、生活ごみ処理等について現地に、また役場に戻ってからということでございます。それからシルバー人材センターについても話等を聞いております。その際、図書室等も見せていた

だきました。そしてまた、その他所管事務というように分けて行っておりますが、その報告といたします。

現地調査の黒川地域行政組合マテリアルリサイクル施設、ペットボトルの減容施設でございまして、6億5,000万円かかっているということで4月から運用が開始されております。これにつきまして現地見まして、私ども委員のほうからもペットボトルの蓋を取っていただければもっと効率がよくなる、人手をかけないで済むというような点とか、またこういった施設を一般の住民の方にも見せてほしいという要望等が出た状態でございます。また、ごみの処理計画及び実績ですけれども、計画より10%ほど実績が増えていているということでございまして、これはコロナの影響で家庭にいる時間が増えているのではないかと、また年度ごとでもどんどん搬入量が増加しているんですということになっています。また、事業ごみが大きく増加している状態でございます。

シルバー人材センターにつきましては、現在会員49名、男女大体同じ比率であるという状態でございます。職員3名で運用している状態で、まだ仕事始まったばかりでそれほど大きな特筆事項はございませんでした。これからの問題としては自分たちで仕事を授受しなければならない。今は役場のほうのお世話等のほうをやっている現状だというような状態でございます。

その他の所管事務としてやった場合の結果でございますが、総務課では今回の定例議会の議案とか来年度の職員採用、その他についてお話がありました。また、事業の中止例延期例についてもご説明がありました。企画財政課につきましては沖縄の代わりの150ミリ砲弾のもの、りゅう弾砲、これらのことについてから記述のとおりご説明がありました。住民生活課、これにつきましては子育て支援の一律5万円の特別給付金などが出されるというような状態、そしてまた戸籍証明のコンビニ交付の説明がありました。税務関係では記入のとおりでございまして、不納欠損処分が出ているという状態です。健康福祉課につきましては、記述してありますが最後のほうに新型コロナの影響で接種が始まっているという状態で、この中で集団接種につきましてはひだまりの丘という場所が今大和町の総合体育館に変更になっているという現状でございます。

委員会で6月補正でWi-Fiのアクセスポイントとか執行部用のタブレット、新しくこの状態で買い入れるというようなことが説明ありました。また、シルバー人材センター関連でございますが、企画のほうで予定していますデマンドタクシー、これの運転者の委託の議会等でもんでおりましたが、これら10月から試験運行したいという状態で

すが運転手の人材、これにつきましてどうも予定していたシルバー人材のほうでちょっとできない状態ではないかということで今タクシー会社やバス事業者と折衝している状態だということでございます。これらについてはもっと説明を含めて議論をするべきではないかと。そのほか、記述のとおりお読みいただければと思っている状態でございます。今議長が言ったようにクールビズがやっておりますがコロナワクチン、これら接種うまくいくように健康福祉課に十分に活躍していただくことを望みまして報告といたします。

議長（細川運一君） 続いて、石川 敏産業教育常任委員長。

産業教育常任委員長（石川 敏君） 続きまして、産業教育常任委員会の閉会中の継続調査の結果を報告いたします。

今回の調査事件につきましては請負工事の進捗状況、それからイノシシ対策の状況、多目的施設の中の図書室の利用状況、心のケアハウスの活動状況、その他各課の所管事務であります。調査の年月日は令和3年5月18日でございます。調査の結果につきましては、次のページ以降でございます。

まず1件目の請負工事の進捗状況、これは現地調査2か所を行いました。1か所目は村道海老沢線の改良舗装工事でございます、これは令和2年度からの繰越し分でございます。工期が8月31日までということでまだ数か月でございます。現在の進捗の状況については4月末現在で15%でございました。この区域におきましては民間の宅地開発の計画もございまして、区域内に村の土地開発基金で取得した土地もあります。それで、今回の開発につきましてはその土地を民間業者のほうに売却して宅地開発に図るという予定になってございまして、予算関係が今回の定例会に計上されております。

2か所目が中山橋の架け替え工事、これも同じく繰越しでございます。こちらにつきましては工事期間が6月30日までとなっております。しかしながら、4月末現在の進捗状況は60%ということでございまして、工事の施工が遅れております。これも今定例会に工期の延長、それから契約金額の変更が提案されております。両工事とも繰越しの事業分ということでございまして、3年度内の工期ということになっておりますけれども、再度延長もございまして今後工事の進捗につきましては再々延長とかないような対応をされたいと考えます。

次、2件目がイノシシ対策の状況でございます。イノシシの捕獲頭数につきましては令和2年度におきましては合計で82頭の捕獲がございました。3年度に入りまして4月1か月で既に7頭捕獲されておるようであります。それから有害鳥獣の駆除の実施隊の

活動の状況でございます。各作業、ご覧のようになりまして延べでありますけれども令和2年度の実績、ご覧のような状況になってございます。令和3年度に入りまして1か月分、4月分だけですが以上のような状況でございます。

次のページですが、イノシシの被害防止対策ということで昨年度無線式の捕獲パトロールシステム導入してございますが、現在のところこれによるイノシシの捕獲の実績はまだないというような報告でございました。それから村の電気柵の購入に対する補助金制度がございます。これにつきましては今年度、令和3年度の4月現在で既に12件の申請があるようであります。なお、今後の予定でありますけれども侵入防止のためのワイヤーメッシュ柵、今年度県のほうから提供されるということでございまして、引き続き村内の西部地区に設置するというような報告であります。イノシシ対策につきましてはメッシュ柵、それからくくりわな、様々な対策取っていますけれども、さっき報告いたしましたパトロールシステム、結構な金額かけて導入したんですがその効果がまだ表れていないという状況であります。その辺の設置の仕方、運用の方法どうなのかきちんと現状を踏まえて検証する必要があるのではないかというふうに思われます。

次に多目的施設の図書室、4月12日に利用開始しております。4月1か月、それから5月の調査時点での利用の状況、人数と貸出し冊数、それから学習室の利用人数でございます。

次に心のケアハウスの活動状況、令和2年度の実績としましては開所が年間通じて開所して来所していただいた実人数、小学生2名、中学生3名、合わせて5名ということであります。それから学校訪問して学校支援、中学校であります。こちらは24名ということであります。なお、令和3年度に入りまして担当職員の体制ですが、1名増員され4名の体制で臨むということになります。

それから各課の他所管事務につきましては産業振興課、都市建設課、教育委員会学校教育課、社会教育課、それぞれご覧の項目について報告を受けております。

以上で産業教育常任委員会の報告といたします。

議長（細川運一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番高橋浩之君、9番遠藤昌一君を指名いたします。

---

---

## 日程第2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木春樹議会運営委員長。

議会運営委員長（佐々木春樹君） 皆さん、おはようございます。

本日招集されました令和3年第2回大衡村議会定例会の運営に関しまして、去る5月24日に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告いたします。

本定例会に付議されました案件は、村長提出案件が17件、発議が1件であります。内訳は、専決処分の承認6件、条例の改正1件、財産の取得1件、村道路線の認定1件、請負契約の変更1件、令和3年度各種会計予算の補正3件、繰越予算の報告4年、発議1件であります。

議案審議に先立ち、一般質問を行うこととしますが、今回は5名の議員から質問が通告されております。

以上の議案審議でありますので、本定例会の会期は、本日から4日までの3日間に決定したものであります。

以上、議会運営委員会の結果報告といたします。

議長（細川運一君） お諮りをします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月4日までの3日間とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より6月4日までの3日間と決定をいたしました。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長。

村長（萩原達雄君） どうも皆さん、おはようございます。

それでは、本日ここに令和3年第2回大衡村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

ここの招集の挨拶並びに提案理由のご説明をさせていただきます。

初めに、交通安全の関係でありますけれども、4月6日から10日間にわたり春の交通安全県民総ぐるみ運動が大和警察署をはじめ関係機関並びに議員各位のご協力をいただきながら実施されております。運動期間中における村内の交通事故発生件数は人身事故は発生しておりませんが物損事故が2件発生し、前年より3件減となっております。また、1月から5月までの5か月間でも人身事故、物損事故合わせて103件発生しております。これは前年に比べ人身事故は6件減少しておりますけれども、反面、物損事故が18件増加している状況にもあるところであります。悲惨な交通事故、1件でも減らすことができるよう、そして本日で死亡事故ゼロの日数417日となりますのでさらに継続することができるよう、大和警察署をはじめ関係機関と連携を図りながら交通安全活動を推進してまいりたいとこのように考える次第であります。

次に、新型コロナウイルスの関係であります。4月5日に国より宮城県に蔓延防止等重点措置が適用され、県民に対して不要不急の外出や移動の自粛、飲酒に伴う多人数や長時間に及ぶ会食の自粛など要請が行われましたが、5月11日にこの重点措置は解除されております。しかしながら、仙台市における独自の緊急事態宣言においては延長継続されており、引き続き飲食店などの時短要請は行われている状況の中、新規感染者数もここ数日落ち着いてはいるものの毎日10名ないしから20名前後の感染者を確認しているところであります。感染拡大状況については全国に目を向けると緊急事態宣言については東京大阪などの9都道府県、蔓延防止重点措置対象地域については千葉神奈川などの5県について今月20日まで期間が延長されております。このように罹患者数が増加している地域もあり、感染の再拡大を防ぐ観点からも三密とならないような感染防止策の徹底を図ることが重要となりますので、村民の皆様にはご不便をおかけいたしますけれども、一日も早い収束に向け慎重に対応されるようにご協力をお願いしたいとこのように考える次第であります。

次にワクチン接種の関係であります。本村におきましても新型コロナウイルスワクチン接種特別対策チームを5名の職員で1月25日に立ち上げております。事務事業を円滑に進むよう鋭意作業を継続しているところであります。65歳以上の全ての高齢者には接種券が郵送され、個別接種の予約受付、これは65歳以上69歳以下も先月5月31日から始まっております。既に1回目の接種を終えた方が6月1日現在の数字でありますけれども、1回目終わった人は656名であります。そして2回目の接種を終えた方が131名と

なっております。65歳以上の高齢者1,818名で1回目接種済みが36.1%、2回目接種済みは7.2%ということであります。今後、さらに接種を加速させるべく大和町総合体育館において大規模集団接種を今月19日、20日、それから7月10日、11日の4回を予定しております。この予約受付も昨日から始まっております。昨日は大衡村民は70名の申込みがあったというふうに伺っておりますけれども、それも昨日から始まっており1日目でありますから今日、それから大体10日ぐらいまでということでもありますけれども、徐々に予約受付が増えてくるものとこのように考えておるところであります。国が目標とする7月末までには本村においても65歳以上の高齢者のワクチン接種が終了する見込みとなっているものであります。ワクチン接種が進む中ではありますけれども、今年度の上半期の本村の主要事業、例えば消防演習、それから万葉まつり、村民体育大会、敬老会などにつきましてははやむなく中止と決定させていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は17件であります。承認第2号から承認第7号までは専決処分の承認を求めるものであります。承認第2号は地方税法等の改正に伴い大衡村税条例等の一部を、承認第3号は大衡村諸収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部をそれぞれ改正したものであります。承認第4号は令和2年度一般会計予算から3,491万円を減額、承認第5号は令和2年度国民健康保険事業勘定特別会計予算から3,076万4,000円を減額であります。承認第6号は令和2年度戸別合併処理浄化槽特別会計予算から148万9,000円を減額、承認第7号は令和3年度一般会計予算に816万円を追加し、それぞれ専決処分したものであります。

議案第29号は大衡村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正するもので、委員会設置について明確化する改正で、語句の修正及び根拠法令を引用するものであります。

議案第30号は戸籍証明書コンビニ交付システム構築事業に係るハードウェア・ソフトウェア等の財産を取得するものであります。

議案第31号は五反田5号線を新規に村道路線として認定を行うものであります。

議案第32号は令和元年度中山橋架け替え工事（下部工）について工事内容の精査により請負契約の金額及び工期を変更するものであります。

議案第33号は一般会計予算に2億3,739万2,000円を追加するもので、歳入の主なもの

は国県補助金、財産収入、基金繰入金、村債の増額など、歳出においては総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費、災害復旧費及び諸支出金の増額などであります。

議案第34号は下水道事業特別会計予算に46万2,000円を追加するもので、歳入は繰入金の増額、歳出は総務管理費の増額であります。

議案第35号は戸別合併処理浄化槽特別会計予算に24万2,000円を追加するもので、歳入は繰入金の増額、歳出は合併処理浄化槽事業費の増額であります。

報告第1号は一般会計の繰越明許費繰越計算書で、9事業を繰越しております。

報告第2号は一般会計の事故繰越繰越し計算書で、1事業を繰越しております。

報告第3号は下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書で、1事業を繰越しております。

報告第4号は水道事業特別会計予算の繰越計算書で、1事業を繰越しております。

以上、承認6件、議案7件、報告4件、合わせて17件をご提案いたしますので原案通りご可決を賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

---

### 日程第3 一般質問

議長（細川運一君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順1番、石川 敏君。

3番（石川 敏君） 石川 敏であります。

私は地域での火災や災害時において重要な役割を果たしておられます消防団の運営や団員の方々の処遇についての一般質問をいたします。

近年、地震や台風、さらには豪雨などの自然災害が全国各地で多発しております。さらに、今後も大規模な災害の発生が高い、そのようなことが危惧されております。住民の方々に最も身近な存在であります消防団につきましては、災害時におきまして救助や警戒、あるいは様々な避難誘導など重要な役割を果たしております。しかしながら、消防団員数は全国で毎年減少している傾向でありまして、本村におきましても同じように年々減少している状況であります。このように団員数が減少している中で、災害は毎年

のように起きておりますし激甚化しております。団員一人一人の役割の負担が大きくなっている現状であります。こうした消防団員の方々の労苦に報いるため、団員に対する報酬や出動の手当の適切な処遇の在り方を検討することが必要ではないでしょうか。災害対策として地域の安心安全を守る消防団の役割や団員の確保対策、そういったことにつきまして村長はどのように考えておられるのか、次の点について具体的に伺います。

まず1点目としては、本村の消防団員数のここ数年の推移、それから年齢構成、どのようになっているか。そして、年間の出動の状況、その状況について伺います。

2点目は、団員の方々に対する報酬、あるいは出動手当、現在どのように支給されているのか。そして、課題問題はないものかどうか、その点について伺います。

3点目としては、村の非常備の消防組織としては10の分団からなる正規の消防団員、それから機能別団員、いわゆる団員を退団したOBの方々のOB団員であります。そして、さらに役場内には職員で構成する消防協力隊もございます。大衡村の消防の組織体制としてそれら今後どのような編成方針で臨んでいくものか、その考え方を伺います。

4点目としましては、団員の減少食い止めるためにも消防団に対する社会的な評価、そういったことを皆さんに理解していただくことも大変重要なことではないかと思えます。どのような取組で団員の確保、加入促進に向けて取り組んでいかれるのか、その点について伺います。消防団の運営につきましては団の方々とも協議なさっておられると思います。そういった村の消防の体制、団員に対する処遇の在り方について今までもいろいろ予算関係とか決算などでも消防団に関する質問も出ておりますけれども、全体的な消防団の運営の方針について村長の考えを伺うものであります。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まず1点目の消防団員数の推移、年齢構成、年間の出動状況はというご質問であります。消防団につきましてはご存じのとおり消防組織法第9条により規定する市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に職業を持ちながらみずからの意思に基づく参加、いわゆるボランティアとしての性格も併せ持つものであります。今年1月1日現在における本村の消防団員数は139名であります。前年度比で見ますと4名の、これは減になっております。定員が200名に対する充足率は69.5%になっており、平成27年度を境に年々減少している状況にあります。また、年齢構成は40代が最も多い63名と約半数を占めており、次いで30代が37名、50代が28名で、20代に至っては5名と全体の約4%にと

どまっております。近年の就業構造や国民意識の大きな変化に伴い新たに団員として入団する若年層が減少する一方、団員の高齢化が進行しているのが今の状況であるということでもあります。

年間の活動状況としては火災の鎮圧はもとより地震、風水害など災害時では常備消防と連携し地区内の警戒や避難誘導、被災者の救助救出等に関する業務、平常時においてはみずからの訓練はもちろんのこと出初式、火災予防や防災意識向上の普及啓発といった広報活動など地域の安心安全を守る組織として欠かせない存在となっております。令和2年度においては火災による出動が2件ございました。地震発生に伴う被害確認のほか、出初式や教育訓練などへ出動しております。

次に2点目の報酬、出動手当の現状と問題点はというご質問であります。団員の年額報酬は階級に応じて4万8,000円から16万9,000円を支給しております。また、費用弁償については火災等出動手当や警戒手当などの出動の対応や活動時間に応じて1,500円から3,500円を支給しております。

団員に対する処遇改善の推進につきましては、先月13日に消防庁長官より全自治体に通知されており、年額報酬は交付税措置として定めている団員1人当たり3万6,500円の標準額以上、災害に関する出動手当は1日辺り8,000円を標準額とするよう求められております。本村においては団員の年額報酬は国が示す標準額は超えておりますけれども費用弁償は平成25年4月に額の見直しを行い、災害時の出動手当は最大で3,500円としているものの標準額が8,000円とされておりますので、今後業務の負荷や他町の状況も踏まえながら見直しを検討する必要があるのかなどこのようにも考えているところであります。

次に3点目の正規団員、OB団員、役場協力隊等消防組織体制の編成方針はとのご質問であります。現在本村においては消防団を補完するため消防団OBで組織する機能別団員や役場職員で組織する消防協力隊があります。機能別団員は火災や地震、水害などの災害発生時における各分団の初動並びに後方支援を主な活動としており、可搬ポンプや消防資機材の搬送、災害現場での後方支援活動などを行っていただいております。消防協力隊も同様でありまして、平日の日中における災害発生時の消防ポンプ車の搬送や現場での後方支援活動などを行っております。火災や災害対応において現行の消防団だけでは不十分であり、防災力を強化するためには機能別団員等の存在は極めて重要となるものであります。団員同様、機能別団員も年々減少傾向にあり地域消防力の低下

も危惧されますので、各分団への小型動力ポンプ付軽積載車の順次配備や災害対応資機材の装備充実を図りながら団員の負担軽減と併せ防災力の強化に努めるとともに、分団の統廃合も含めた分団再編や定数の見直しなど消防組織体制そのものの在り方につきましても消防団と協議しながら効率的に体制強化を図ってまいりたいと考えております。

次に4点目の消防団の社会的評価の向上策、団員確保のための取組策はというご質問であります。平成27年の関東・東北豪雨や令和元年東日本台風による災害発生時には消防団員はみずからの危険も顧みず救助や警戒、避難誘導など様々な場面で活躍をされまして、地域防災力のかなめとして大変重要な役割を果たしていただいております。地域住民から寄せられる期待も大変大きいものがあります。村といたしましても、各団員の労苦に報いるための適切な処遇の在り方や、より幅広い今の時代に合った団員確保策を検討することが大変重要であることは十分理解しているところであります。消防団員の減少は消防活動への理解不足、被用者の増加などが考えられ、消防団の重要性を明らかにするためにもこれまで以上に総合防災訓練での訓練披露や広報誌、ホームページ等での活動状況の紹介、消防団協力事業所表示制度のさらなる普及の強化などPR強化に努めるほか、地域防災を担う人材づくりを図るため学校における消防団活動の紹介や防災学習の取組など、教育委員会と連携を図りながら検討してまいりたいとこのように考えている次第であります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） ただいま村長からは消防団の処遇の改善、あるいは定数、分団の関係、いろいろ見直しに向けて検討していくという内容の答弁をいただきましたが、細部にわたって再質問で進めていきます。

国のほうでも総務省消防庁のほうで消防団員の処遇等に関する検討会というものをくって、様々な方々、有識者でもって検討始まっております。という報道があります。昨年の12月、その後国総務省のほうから全国の自治体に通知も入っているというようなことですのでけれども、当然さっきの答弁でも4月13日に消防庁からも通知が入ったということでございますけれども、具体的に総務省、あるいは消防庁のほうから自治体に入った通知の内容というのは具体的にどのようなことの内容でうたわれて入ったんでしょうか。まず、それを伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 担当の課長のほうからご説明をさせていただきたいと思ひます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） ご説明申し上げます。

4月13日付の消防庁長官の通知ということで、ポイントになりますが、消防団員の報酬等の基準の策定等についてという形になります。その内容といたしましては、非常勤消防団員の報酬等の基準の制定ということで、基準の内容といたしましては報酬の種類については年額報酬と出動報酬、今までうちのほうについては出動については費用弁償としていたものを出動報酬といたしなさいということの部分でございます。報酬の額の金額が明示されております。団員階級のものについては3万6,500円を標準額といたすものだ。出動報酬の額については災害に関する出動については1日辺り8,000円を標準額とするというものでございます。費用弁償については団員の出動に係る費用弁償については必要額を措置しなさい。あとはこれもありました。報酬、費用弁償とも団員個人に対し活動記録等に基づいて市町村から直接支給しなさい。こういった内容の部分の消防庁長官からの通知がございました。以上でございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 消防団のいろいろな報酬関係については国のほうでも全国の状況、いろいろホームページなどでも公表されております。様々、年額報酬が差があるようであります。大衡村につきましては改訂したということもありまして、平均よりは高い状況であるというふうに認識しております。県平均よりも高いと思います。近隣の市町よりも上のランクにあるというふうに理解しております。町村によってはかなり低いところもあるようなんです。ですので、このような問題が全国的に出ているんだろうというふうに思うんですけども、私は年額報酬については特に問題はないのかなと思うんですけども、出動した際に支給する手当、現在は費用弁償ということで支給しております。費用弁償というと旅費の区分なんです、報酬という区分ではなく費用弁償、かかった費用を弁償する旅費相当の考え方が根底にあると思うんです。ですので、1日当たりの出動とした手当とはまた意味としては若干違ってくるのではないかなと思うんです。それで、これも村のほうで改訂して平成25年に見直しをして出動手当3,000円から3,500円ぐらいに上がっています。これもよそに比べれば金額としては高い金額でなっていると思います。ただ、いろいろさっき国からの通知のとおり、費用弁償ではなく手当、日当といえますか手当、報酬的な手当にすべきであろうということだと思います。ですから、国で提示された7,000円なり8,000円なり日額、その辺が妥当な活動の業務から見た場合その

ように思うわけです。そういう状況で、団員の方々の意見もあると思いますのでそういった部分では基本的に今後改訂、見直しするとすればその方向で進めようとしているのかどうか、その辺の考えはどうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 先ほどの村長の答弁にもあったとおり、近隣市町と連携を図りながら出動報酬という形になりますので、今までの費用弁償ではございませんので8,000円以上という形になりますので、条例の改正も出てきます。大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務に関する条例、この条例の改正がありますので、近隣市町村とある程度足並みをそろえて条例改正を行っていきたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 報酬の面につきましてはぜひそのような基本的な考え方で、費用弁償から報酬のほうに変えて支出するような考えで臨んでいただければと思います。非常時の場合、火災、あるいは災害、相当の時間的な拘束もされますので、今の条例見ますと条例に費用弁償として規定されています。1回当たり4時間以内と4時間を超えるものと2本立ての金額が設定されています。大体が4時間以内で済むのが多いのかなという感じ、現実的にはするんですけれども、こういうあれではなく日額というような考え方で7,000円、8,000円というのは数字、金額で考えることが重要ではないのかと思うんですけれども、その辺の細部、これから詰めることになると思いますけれども、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 石川議員おっしゃるとおり、細部についてはこれから詰めるような形になりますが、ただ、出動報酬の額は災害に関する出動については1日辺り8,000円の標準額とするというふうに国のほうから通知がありますので、そういった形に沿った形で考えていきたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 手当関係につきましてはぜひそういった方向で考えていただければと思うわけです。

それから報酬、費用弁償の支給の方法であります。現在は団員の方々個人個人に支給ではなく各分団ごとに一括でまとめて支給しているのが現状のようでございます。その

点については、まず現状どのようにお考えでしょうか。それでよいと思っているかどうかその辺、状況どうでしょう。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） こちらについても新聞報道等々で各分団のほうへ支給して、東北の町村だったと思いますけれども、各分団のほうへ町のほうから直接支給していたという事案があったという部分は認識しているものでございます。現在、大衡村においても各分団のほうへ支給しておりまして、7月の幹部会議等々でこういった問題提起もさせていただいた上で、基本的には通知のとおり個人に対しての報酬、年報酬等の支払いを考えたいというふうに思っているところでございますが、なお消防団の幹部会等々で再度協議しながら決定していきたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 消防団の年額報酬、役職によって金額も違います。団長、副団長、分団長、班長、一般団員、多分報酬の中から所得税の源泉徴収もなされていると思うんです。源泉徴収されているんだけど実際の報酬は本人にまで行き渡っていない。分団から各個人団員にどのようにやっているかというのはまた別問題であると思うんですが、そういったことで税金を源泉徴収しているということでもありますので、個人の収入にもなってきますので、そういった取扱も適切にやる必要があると思うんです。確定申告すればいいということではなく、実際に個人までその報酬が行き渡っているかどうかということもありますので、各分団の事情もあると思いますけれども、そういう部分についての考えはどうでしょうか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） おっしゃるとおり、今現在令和3年度中については各分団のほうへ直接村のほうからお出ししているような形になりますけれども、令和4年度から個人通帳へ振り込みを考えたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時00分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます

石川 敏君。

3 番（石川 敏君） 報酬、手当関係についてはぜひそういう方向で来年度からの、改正に向けて準備をされていかれたらというふうに思います。

次の内容に移りたいと思います。

団員の編成、人数の関係であります。今現在定数200名に対して実際は139名で、7割ぐらいの現在の団員数であります。200名というのは到底多分今後定数満たすことはちょっと不可能なのではないかというふうに思うんです。ですので、今の大衡村のこの規模から言ったら定数の200人というのはどうなのか。あるいは分団の数、10分団に分かれております。各地区ごとにほぼ1地区1分団ぐらいの分団数に分かれております。これも戸数の規模も大分差もあります。多いところ少ないところ、各分団ごとの定数までは規定されていませんけれども、基本的に10分団で200だから1分団20名という考え方ではないのかと思うんです、従来は。ですので、この辺の分団の人数の考え方、これも見直しする必要があるのではないのかと思うんですが、具体的にはどのように考えておられますか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 先ほど村長の答弁にもあったとおり、平成27年を境に減少傾向になっている。平成27年は何名いたんだという話になりますが、平成27年で161名でございました。そこから年々減ってきて、今現在令和3年4月1日については139名という数字になっているところでございます。先ほど来申し上げましたとおり、分団の再編については今まだ具体的なシミュレーションというのは持ち合わせているわけではございませんが、そういった部分も消防団員の定員等の人数も含め、あとは分団の再編も含め消防団幹部等々と協議しながら考えていきたいというふうには思っているところでございますので、具体的なシミュレーションという部分についてはまだ持ち合わせていないということでご理解をいただければありがたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3 番（石川 敏君） 実際の今現員の数、各分団ごとに、分団ごとの人数も資料頂きましたけれども、多いところでは26名、少ないところでは9名、あとは10数名です、ほかの分団。このような人数なんですけれども、いざ出動となった場合、全員が出られるとは限りませんよね。そうした場合、果たしてどの程度の人数が適正な団員数なのか、そういう

部分からも分団の編成を考える必要あると思うんです。火災なり災害なり水害なり出動要請した場合、実際には現実的に各分団ごとにどのぐらいの団員数の方が出ておられますか、現実としては。その辺の状況、分かれば伺います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 具体的にケース・バイ・ケースによって若干違う部分もあります。

例えば予防査察とかそういった部分等々については結構団員の方は出動されています。予防査察ですとかそういった部分についてはありますけれども、例えば災害の関係についてはこの人数、1分団であれば12名という数字でありますけれども、災害についてはその半分もしくはその3分の1程度になるのではないかというふうには思っている。これについては各分団とも、分団によっては積極的に参加されている分団もありますけれども、そういった状況で捉えているような状況になっているものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 通常の訓練、あるいは防火査察は決まった日程でやるわけですから、皆さんに事前通知あるからそれはある程度の人数出るとは可能だと思いますけれども、緊急の場合、火災だったり豪雨だったりという場合はかなり招集かけるのは厳しいのではないのかと思うんです。ですので、2人、3人出てもなかなか対応し切れないと思います、いざという場合は。ですので、もう少し大きなくくりで分団として集まれるような人数になれるような編成の仕方考えるべきではないのかと思いますけれども。当然、団員の方々、あるいは地区の方々との相談も必要になっていると思います。地区から言わせれば1地区1消防団分団があれば安心だと思います。でも、現実の運営から言ったら厳しい部分もあると思いますので、その辺、区長方とも相談も必要になってくるでしょうから消防団の方々と合わせて今後の方向性考えてもらう必要があるというふうに思います。

正規の団員はこの人数ですが、サポートするOB団員もございます。これも消防団員の経験者ということで退団した後の方々が入ってもらっていますが、こちらも定数60名あります。現状では36名ということで60%。OB団員の方々については年齢制限もあります。70歳未満、70歳までとそういう縛りもありますので、自動的にこの年齢になると退団していただくということになっていると思うんです。ですので、正規の一般団員辞めた方が次にこのOB団員につながっていくものか。最近どうなのかその辺の状況は。従来はできた当初は辞めてこちらにOBのほうに入るとい人も結構いたと思うんです

けれども、現状では一般団員退団した後、このOB団員のほうに加入しているものかどうか。その辺の状況はどうなんですか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 消防団を退団された方がOB団員のほうへ移るという部分、全員が全員機能別団員のほうへ移るというわけではございませんけれども、ほぼほぼ団員退団された方については機能別のほうに入団していただく。ただ、先ほどおっしゃったとおり70歳定年というのがございますので、70歳になれば自然に退団するという形になりますので、人数もなかなか増えないというような状況になっているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 火災などになった場合、何々分団出動願いますと言って詰め所に来てても2人、3人だけだと防火活動、なかなか大変です。ポンプは動かす必要はある、操作どうだろうと。知識のある、技能のあるOB団員の方々の力というのも必要な場面もあると思うんです、当然として。ですので、できる人は年齢、70歳は分からないわけではありませんが、まだ活動、行動できる方々も70歳になってもいるのではないかと思うんです。ですので、この辺の年齢の規定ももう少し緩和するとかも1つの方法なのかと。70だからすぐ自動的に退団してくださいだけではなく、可能な方は引き続き役割を担っていただく方法も1つなのかと思うんですけれども、そういう部分も合わせた考えていただければというふうに思います。全体から見た場合、OB団員の方々の役割というのも今の現状からすれば、全体の人数が少ない現状からすればそれなりの役割はあると思いますので、考える必要性あると思うんです。

あともう1つ、役場職員の協力隊も今いらっしゃいます。これも大分古い時代からの協力隊なんですが、現状では9名ですか。その辺の年間の協力隊としての活動の状況というのはどのようになっているでしょう。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 消防協力隊、役場内の協力隊、主にある程度若い年代から中堅の年代の職員が団員として担っているわけでございますけれども、先ほど村長の答弁のあったとおり、平時に係るポンプ自動車等の取扱というか後方支援というのは当然ありますけれども、平時については黒川消防署の大衡出張所において昨年あたりですとポンプ操法、ポンプというか自動車からのポンプの操法の仕方の訓練等々を行っているような状況でございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 職員による消防の協力隊、これはほかの自治体でも多分あると思うんです。私が確認したところでは宮城県内では5町、もっとあるのか分かりませんが、5町が職員での体制でありながら消防団の組織、役場内の消防団、分団と言いますか役場班ときちんとした消防団員の身分で団員になっている、しているというところもあるようです、正規に。ですので、これも大衡村でもある程度そういう体制も考えることはどうなのかと思うんです。必ずしも今職員は村内在住者だけではありませんけれども、なおさら日中職場内に在勤していればそういういざというときは消防活動の一翼を担えるわけです。協力隊という中途半端という用語弊ありますけれども、そういう立場ではなくきちんとした団員としての身分に役場の消防班としてはどうか。そのように自分なりに考えるんですけれども、その辺はどう思いますか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 先ほど大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務に関する条例という話をさせていただいた中に、団員は次の各号に該当するもののうちから任命するというので、本村消防団の区域内に居住するものという形がこの条例上ございます。ですので、消防協力隊の方については本村の方もいらっしゃいますけれども、本村以外の職員、若い職員が結構おりますので、そういった部分の団員という形ではなく消防協力隊の隊員という形で代々任命したような経緯があるというふうには考えているところがございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） その辺の条例なり規則なりの規定の仕方で改正することはできるんです。ですので、現状ではそうでしょうけれどもいろいろ現実に合ったような体制で考えていくことも必要ではないのかと思うんです。ぜひそれも検討の1つにさせていただければというふうに思います。村長、どう思われますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 職員の協力隊、これは以前からも存在しておりまして9名がその任に当たっているということでありまして、しかしながら、職員という身分もございまして正規の消防団活動といいますかそういったものが今のところ、一般の消防団員と同じような活動はできていないそんな状況にあることは否めないというふうに思います。でありますけれども、総務課長答弁したように、他自治体においても正規の消防団員と

同じような活動ができるそういった組織もあるようでありますから、そういったところの事例を参照しながら研究してまいりたいとこのように考えたいなとこういうふうに思っておりますけれども、ちょっと長くなります。

実は、この消防団についての私なりの持論を申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、この定員については200名、これは私の勉強不足でありましていつから200名になっているんだろうというふうに思っております。いつからなんだ、200名。1分団20名ということでの定員はあったようでありますけれども、それが最初から10分団あったわけではありませんでして、分団もその年代年代で1つずつ増えていったりしているその経緯はあるわけであります。ただ、私が申し上げたいのは常備消防、今黒川消防でありますけれどもこれが今充実しております。その充実した中で200名という定員が制定されたのか。私はそうではないんだろうと思っております。その前に多分200名というそういったことだと思っております。その中でも、しかしながら消防というものは常備消防だけで完結できることではないということでありまして、そのほかにも非常備消防、要するに消防団の力が当然必要だということでのこれまで現状維持ということが続いてきたのかとこんなふうに私なりに思っています。私、消防団に入団したことないからよく分からないのが本当に申しわけありません。しかしながら、分からないと言っているわけではありません。

それで、先ほど来から出ております分団の再編等々もどうなのかということもあります。確かに将来的には、例えばの話、これは本当にたとえ話でありますけれども、コミュニティーが今東部・南部・西部・北部というコミュニティー4つあるわけでありますから、そのコミュニティー単位で1つの大きな分団を作ってそして、中に部制といいますか各今までの分団が部になるというようなそういう編成、それは大きな町とかでもやっている編成の仕方でありますからそういったところを見習って、そういった方向にかじを切るのもどうなのかと。これは私が思っているという意味ですから。そういうことも視野に入れなければならない。ただ、そうなってくると各今分団長が10人もおります。10人が分団長いますけれども、そうなると4人しか分団長になれない。なれないというのもおかしいんですけれども、ということで分団長というところある程度の、例えばこんなことを言うとおかしいんですが、冷遇的な扱いを今受けている。例えば亡くなった場合に弔辞上げるとか、村から香典も出ささせていただくとかそういったことがあるわけでありますけれども、そういったことが、あるいは叙勲の対象、そういったこと

もあります。それが分団長まではあるんですよ。それが10人いたのが4人に減ってしまうとどうなのかというそういった抵抗みたいなものがないのかなとかいろいろなことが考えられます。それから先ほども言われていましたけれども定年制、これは70歳定年というのはOB隊員でしょう。機能別の団員70歳定年。正規団員はあるのか、ないでしょう。だから、私が思うのは正規団員がなぜそんなに早く退団なさるのかと。ないんだから、定年。もっと郡部というのはおかしいんですが、団を見ても70、80になっても消防団員だという人が私聞いたことあります。ですから、何だか60過ぎるとみな大衝では60過ぎると退団される。その辺がどうなのかと。報酬安いからなのかとかいろいろなことを考えるとどうしたらいいかということで、なかなか変えるということは至難ではないんですけども大きな決断が必要だと思います。しかしながら、そういったことを研究しながら今後待遇改善なり、あるいはそういった団の再編成なりそういったものも視野に入れながら考えてまいりたいとこのように思っているところであります。よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今村長自身の考え述べられましたけれども、私もそう思います。10の分団、必ずしも団ごとではなくある程度二、三の団を統合して、あと地区ごとの地区別の活動行動も当然引き続きあります。各地区ごとにいろいろな防火査察やったり地区の行事に参加とかサポートしたりあります。それはそれでその地区の団員の方が出ただけような体制は体制で継続してもできるのではないかと思います。例えば2つの分団一緒にしたら分団としては1つにしますけれども、地区内の活動についてはその地区ごとの団員で動くという方法も可能ではないかと思うんです。ですので、そういう部分も考えていただければ、2つの地区で1つぐらいがちょうどいい規模ぐらいになるのではないかという感じがするんです、私なりに考えた場合。そういったことで、当然団員の方々とその辺の細部にわたっては相談なさってやっていただければと思います。それに伴っていろいろな設備関係の整備、消防ポンプ、今小型の軽の消防ポンプ、各分団ごとに導入しようという計画ありますけれども、それも果たしてそのままではどうか、できるのかどうか。受け手側の体制も当然考える必要ありますので、設備機械のポンプの導入についても団の編成も見ながら計画を考えていただければというふうに思うんです。どうでしょう。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 今現在消防車は5分団に1台、軽積載車については1分団、6分団、8分団、今年度第7分団のほうへ配備する予定になっております。そういった消防団の再編になった場合、受け手側のほうで取扱いがなかなか難しい、人が足らなくて難しいという形もあり得ますので、そういった部分の装備品についても各分団の状況を見ながら配備を考えたいというふうには考えているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） そろそろ終わりのほうにしたいと思うんですけども、消防団の活動、重要なんだということをもっと多くの方々に、住民の方々に知っていただくということも大きな広報の一つ、取組だと思えます。現状から見た場合、その辺がどうもまだまだ足りないのではないかと思います。余り住民の方にそんなに直接分かりやすく目の触れるような機会も少ないし、火災とか何かがあれば消防団の方々出たとか何とかということがありますけれども、普段日常の場面からそういう消防団の果たしている役割を皆さんにもっと知っていただく取組が必要ではないかと思います。村長の答弁で、最後のほうに述べています。学校における団活動の紹介、あるいは防災学習の取組、これは重要なことだと、大切なことだと思います。ですので、ぜひ具体的にそういう小さい子供たち、その年齢時点から若い方々にも消防団、あるいは防災の学習、取組、ぜひ具体化していただきたいというふうには考えるんです。現状の対策といいますか取組み、どのようになっているか私もよく分かりませんが具体的にはどのようなことを想定されているでしょうか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 具体的にこういった事業を行うというのはまだ、こういった方向でやりたいというのはございません。ただ、今石川議員おっしゃったとおり、子供のうちから消防団の活動ですとか防災学習というのは必要になってくるという形もありますので、そういった例えば消防活動の紹介ですとか防災学習がどういった方向が一番いいのかというのを全国の多分事例があらうかと思えます。ですので、そういった部分を参考にしながら教育委員会と連携を図りながら練っていきたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 最後にします。今までいろいろな点について伺ってまいりました。来年度、令和4年度に向けていろいろな見直し、報酬手当の関係、団の人数、分団の再編成

なり何なり、消防団の幹部会、定期的に、定期ではないかどうか分かりませんが、会合やっておられますのでそういった場面で団員の方々の意見を踏まえた上で、村としてのそういったこれからの消防団、防災関係の体制の在り方、ぜひまとめていただいて必ず、できれば年内中にある程度まとめてすぐスタートできるようにスピードアップ図って案を示していただければと思うんです。すぐ体制ができるようにぜひそのような考えで持っていていただきたいと思います。質問は以上で終わりにします。

議長（細川運一君） 答弁は。村長。

村長（萩原達雄君） ただいまご質問いただきました。いろいろご指摘、あるいはご提案、そういったものをいただきました。そういったことをぜひ来年度に実現できるようなそういうふう施策を進めてまいりたいと思いますが、しかし、報酬改善、あるいはそういったものは来年度には必ずやらざるを得ないわけでありましてけれども、再編とかそういったものについては少々まだまだ時間はかかるのかなどと今思っているところでもあります。しかしながら、それも今ある消防団の幹部の皆さん、あるいは団員の皆さんからいろいろなご意見をいただきながらまとめれば必ずしも時間がかかるというものでもないのかというふうに思っていますので、順次そういったことにも注力してまいりたいとこのように思っております。いいですか。大丈夫ですか。ということで、ありがとうございました。

議長（細川運一君） 通告順2番、小川克也君。

1番（小川克也君） 通告順位2番、小川克也です。対コロナで変わる学校はと題し、一問一答で質問します。

先月5月2日、宮城県内で初めて小学校で新型コロナウイルス感染集団が発生しました。1年以上にわたり感染防止に努めてきた学校現場でさらなる学校運営や消毒作業など、通常と異なる対応が求められ負担の増加が懸念されます。県内ではN501Y変異株がじわじわと割合が急増している状況で、全国的に従来株から感染力が強いN501Yにほぼ置き換わったと分析があります。これまで三密を避けると言われていた中で1つの密だけでも感染し得ると言われており、変異株の拡大を念頭に置き感染予防策をより徹底してほしいと報道等で警戒を呼びかけております。そんな中、小中学校に感染防止対策として通園通学バス抗ウイルスコーティング剤を塗布し、また各教室に加湿空気清浄機やサーキュレーター、昇降口には顔認証検温カメラを置き児童生徒にはマスクを配付するなど数々の対策を強化してきました。これまで小中学校で大きな感染がなかったの

は学校現場や行政の感染防止対策に徹した努力の賜物でもあります。そこで新型コロナウイルス感染が広がり1年余りが過ぎました。昨年は長期の臨時休校を余儀なくされた小中学校は感染防止対策を万全にし、新学期をスタートしました。しかし、教職員にとっては感染防止拡大の観点から児童生徒の机などを離さなければならない対面的活動を授業のメインに位置づけられないなど、厳しい状況の中で日々指導に当たっています。未知のウイルスの対応に苦慮した1年を経て学校はどのように変わってきているのか。

1点目、日々の換気、消毒は具体的にどのような頻度、範囲で行っているのか。

2点目、昨年は新型コロナウイルス感染防止対策で水泳授業は実施しませんでした。本年度は水泳の授業は実施するのか。

3点目、コロナ禍、密にならないように屋外で活動する機会が増えています。4月には県内で防球ネットが倒れ人命にかかわる事故が起きています。それを踏まえ、校地校舎等の安全は大丈夫か。

4点目、スポーツ少年団や部活動の感染対策と活動状況は。

以上、4点について伺います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 新型コロナで変わる学校はというご質問について、現在の学校における現在の状況についてお答えしたいと思います。

1点目の換気消毒は具体的にどのような頻度、範囲で行っているかのご質問ですが、小中学校においては昨年6月の学校再開以降、児童生徒及び教職員の感染リスクを可能な限り低減するため学校においては感染症対策ガイドラインを作成し、学校における新しい生活様式の確立を目指して取り組んできました。具体的には毎朝登校前の健康観察カードの記入及び確認、校内における手洗い、消毒、密閉・密集・密着の三密を避ける対策の徹底です。換気につきましては常時教室の窓や出入り口の窓を対角線上に2か所開けて空気の流れを作り、1時間に1回、5分から10分程度窓や出入り口を広く開けるなどそれぞれの教室に応じた対策を行っています。消毒につきましては児童生徒自身による手指消毒の徹底に加え、小中学校にスクールサポートスタッフを1名ずつ配置しスクールサポートスタッフを中心に特別教室等も含めて毎日消毒を行っています。特に、多くの児童が触れる机や椅子、ドアノブ、スイッチ等を1日1回以上消毒し、教具や用具の共有をしない、共用した場合は手洗いを徹底するなど対策を行っています。小学校においては外遊びから屋内に戻った際や集団での活動を終えた際にも各自で手洗いを行

うことが習慣されています。そのほかにも、小学校では今年度も授業の始まりと終わりの時間を学年で5分ずつずらして実施し、トイレや手洗い場で密集しないようにしています。また、授業中における話し合い活動では一定の距離を確保し対面にならないような工夫をしながら行っています。

次に2点目の水泳授業の実施は可能かのご質問ですが、令和3年4月9日付でスポーツ庁政策課、文部科学省初等中等教育課から通知された学校の水泳授業における感染症対策については、授業中児童生徒に不必要な会話や発声を行わないように指導すること、プール内だけでなくプールサイドにおいても児童生徒の間隔を2メートル以上保つことなどが示されました。以上の留意事項を踏まえ、児童生徒の健康と安全を第一に考えて水泳授業の実施について検討することとされました。この通知を基に富谷黒川地区の4市町村の教育長で協議した結果、プール内外において児童生徒の間隔を2メートル以上保つことは非常に困難であることなどから今年度については富谷黒川地区の学校では実技を伴う水泳授業については実施しないこととしました。しかしながら、小学校第1学年及び第2学年、体育の水遊びの学習内容では順番や決まりを守り誰とでも仲よく運動したり水遊びの心得を守って安全に気をつけたりすることと示されております。各学年の指導目標や学習内容に沿って子供たちが水の安全等について知識や理解を深められるように、タブレット等ICTも活用し映像等を有効に活用しながら可能な限り指導を行う予定です。

次に3点目のコロナ禍、屋外で活動する機会が増えている。校地校舎等児童生徒の安全は大丈夫かのご質問ですが、小中学校におきましては毎月1回、教職員による安全点検を行っています。教育委員会におきましても定期的に点検を行っています。小学校の遊具や中学校講堂の舞台装置、観覧席、小中学校の給食用昇降機等につきましては専門業者による点検を行っています。4月27日に県内小学校で木製の防球ネットが倒れ児童が死傷した事故に際しては、小中学校に校地校舎内を含めた安全点検を指示し、教育委員会におきましても緊急点検を実施しました。また、現在小学校に置いている遊具につきましては設置から年数が経過していることと、コロナ禍において子供たちが安心して使えるよう今年度の更新を予定しております。遊具の更新に際しては抗菌仕様にするなど、コロナ禍においても対応できるものを検討しています。

次に4点目のスポーツ少年団や部活動の感染対策と活動状況はのご質問ですが、スポーツ少年団の感染対策につきましては体育館等の利用に当たっては事前に検温を行い、

施設の利用時に手指消毒を行っています。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのチェックシートを活動する団体に利用日ごとに毎回記入させ、利用後に体育館内のポストへ返却するよう指示しております。集団感染に関わる可能性がある場合に必要な利用者名簿も併せて提出させ、感染予防の徹底を図っております。なお、令和3年4月20日付で県スポーツ少年団からは日常的に団員や指導者、保護者等の検温や体調管理をしっかりと行い、うつさない・うつらないための感染予防対策を徹底し適切な対応を展開されるよう通知が出ており、各少年団に通知しているところです。スポーツ少年団の活動状況につきましては、各少年団で団員や指導者、保護者の体調管理を行い、定期練習や他チームとの練習試合を行っていますが、令和3年3月19日から5月11日までの県独自の緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置時には令和3年3月25日付県スポーツ健康室長から部活動の練習試合等の自粛の通知に準じて他チームとの練習試合等は自粛をお願いしたところです。部活動における感染対策についても発熱や体調不良の症状が見られる場合には活動に参加しない。活動に際しては手洗い、ボール等共有する用具の練習前後の消毒などの徹底を図っています。中学校での部活動の活動状況については継続して行っておりますが、スポーツ少年団同様に3月19日から5月11日までの期間については対外試合については自粛としました。蔓延防止等重点措置解除後につきましては富谷黒川地区の中学校長間で連携を図り、5月29日、30日の富谷黒川地区中学校総合体育大会に向け大会への事故防止等を踏まえた対外試合の実施を行ってもよいこととしました。ただし、対外試合を行う場合には健康観察や換気、消毒等の感染防止対策を十分に図りつつ、実施する場合には連続する土曜日・日曜日のどちらか1日のみ、時間も午前または午後の半日、参加校も最大でも3校までと限定した中で実施したと聞いております。おかげさまで、5月29、30日には昨年は実施できなかった富谷黒川地区中学校総合体育大会を実施することができました。今後もスポーツ少年団や部活動の活動につきましては国や県からの要請、地域の感染状況等を考慮しながらというふうになりますが継続して活動できるようにと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午前 11時58分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小川克也君。

1 番（小川克也君） 1 点目について再質問していききたいと思います。

換気消毒については先生方とスクールサポートスタッフでしっかりと連携し、感染防止に関する衛生の管理が徹底されていると感じているところです。また、感染症対策ガイドライン、昨年6月作成したということですが、今変異株によっていろいろ日常生活も変わってきております。必要に応じて内容を改定しているものなのか、その辺について伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 岩渕参事。

参事兼指導主事（岩渕克洋君） ただいまの質問にお答えいたします。

文部科学省のほうからは、その都度衛生管理マニュアルというものが示されております。現時点でバージョン6ということで6回の改定になっております。小中学校のほうにつきましては校長会でその都度内容について確認、それからこの中では発達段階に応じて対応ということになっておりますので、大きな部分についての委員会から示している部分とあとは学校のほうでそれをその都度新しい内容にということで改訂してもらっているところになります。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） バージョンも6回アップしているということで、今後も必要に応じて内容を改訂しながら今後も感染防止対策を向上させていただきたいと思います。

また、換気消毒作業など通常と異なる対応が今学校では求められています。その中で様々先生方も不満や不安などが数々多分あると思います。1年以上にわたって感染防止に努めてきた教職員の声も聴くことも必要ではないのかと思います。そこで、教職員のストレスチェック等しているものなのか、その辺について伺います。

議長（細川運一君） 岩渕参事。

参事兼指導主事（岩渕克洋君） 働き方改革の関係もありまして、毎月小中学校からは勤務時間の様子について、それから先生方のストレスの様子については出しているところなんです。その都度健康診断というか医師による診断等の希望等も一緒に併せて出してもらっているところになります。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 健康診断を出してもらっているということであれば、教育委員会ではそ

のような先生方の不満や不安等は理解しているということによろしいでしょうか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 完全ではないと思いますけれども、私のほうではときどき校長先生とは連絡を取り合いながら職員の状況については確認しているところです。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） しっかりと把握をしていただいて、教職員が教育活動に専念できてしっかりと子供たちに指導できる環境を作っていけると思いますので、これからもそのような声を拾い上げていただけたらと思います。

次、質問にはありませんが感染した人や感染リスクのある人への偏見や差別について、どのように児童生徒に指導しているか伺ってもよろしいでしょうか。

議長（細川運一君） 岩渕参事。

参事兼指導主事（岩渕克洋君） 小中学校におきましては道徳の授業におきまして偏見等について、具体的に指導してもらっているところです。昨年度は学校だよりとかそういう中でも、小学校ですとこういう授業を具体的にしました、こんなことをご家庭でも話題にもらえればとかという形で、実際保護者のほうにもそういうふうに行っていることも示せるところにつきましては示しているということになります。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 保護者には示しているということですが、子供たちには何かの形で特別授業なり講師を招いて偏見や差別について指導していくのもこれから必要ではないのかと思いますが、その件について今後どのように考えているか伺いたと思います。

議長（細川運一君） 岩渕参事。

参事兼指導主事（岩渕克洋君） 昨年度につきましてはコロナウイルス感染症防止の対策のこともありましたので、外部からのいわゆるゲストティーチャーは控えていたところですが、今後校長会等の場面でも実際今の子供たちの実態を把握しながら確認していきたいと思います。必要に応じて検討したいと考えております。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 通知だったり道徳を通して、また校長会を通してこれからもウイルスに感染してもらいまとかお帰りとか心から言い合うような雰囲気づくりを今後も目指していただきたいと思います。

次、2点目です。児童生徒の健康と安全を第一に考えて感染リスクがあるということ

で4市町村で水泳授業実施しないということですが、感染者の多い大阪市、京都市、または仙台市でも水泳の授業を実施する方針を教育委員会で固めています。また、先ほど教育長の答弁でもありましたスポーツ庁でもガイドラインを示しております。それを基に十分に対策を取っていけば本村では十分に水泳授業、実施可能ではないのかと思いますが、その辺含めもう一度伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 岩淵参事。

参事兼指導主事（岩淵克洋君） 先ほど教育長の説明の中にもありましたが、スポーツ庁のほうから示されているものの中にもプール内、それからプールサイドにおいても2メートル以上を確保することということが前提となっております。それ以外にも更衣室であるとか、あるいはタオル等の共用がないこととか様々な中でこれができるかどうかをしっかりと検討した上で、最終的に判断するよにということ一文が入っている状態でしたので、教育委員会、それから小中学校の校長先生方のご意見もいただきながら実際にこれが可能かどうか、教育委員会としてもやることを前提にまず考えてみたところなんです。実際には見学者、プールサイドで2メートル確保するためにはテントを何張張らなければいけないのか、それから夏になりますので熱中症の心配もあります。昔であれば気温が低くてプールに入れないということがあったんですが、現在ですと気温が高過ぎて熱中症が心配で入れないというふうなことになっております。あくまでもガイドラインで示されているように子供たちの健康と安全を第一ということで、コロナだけではなく熱中症関係も含めまして総合的に判断した結果、このような考えでまとめさせていただきました。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） 総合的に熱中症も関係することから大衡村では実施しないということを理解いたしました。

また、村民プール、大森プール、おとといですか大衡村のホームページで開放しないと記載されておりましたが、この件に関してはどのような理由で開放しないかお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 大森プール、それから村民プールについても開放はしないという決断になったわけですが学校、小中学校の関係と同じ扱いをとったものでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 小中学校の関係と併せて開放しないということですが、村民プールに関しては中学生徒夏休み中部活動後や駅伝大会に向けて練習も開始しますので、その後に汗を流したり疲れた体をアイシングする意味でも入水する生徒がたくさんいます。また、泳ぎが上手になりたいと思って毎日練習する子もたくさんいます。部活単位など、密を避けて工夫してそれこそ地域の感染状況を見極めて村民プールを中学生徒に夏休み開放する考えはないか伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 先ほども申し上げましたが、リスクが高いものですから一般の開放も控えるということになりました。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 水泳授業、または夏休み中プール開放しないということですので、子供たちの泳ぎ方が習得する機会が減ったり自然災害による水難事故が懸念されるのかと思います。先ほど答弁でも特別授業もあると聞きましたが、もう少し詳しく詳細願います。

議長（細川運一君） 岩淵参事。

参事兼指導主事（岩淵克洋君） 感染リスクが高い地域においては、内容を考慮してできるものから授業については行うことということで示されております。そうなった場合に、小学校の体育及び中学校の保健体育科の目標においては実技的なものだけではなく、知識理解を伴うものも当然入っております。今年度につきましては知識理解を伴う部分についてはしっかりと指導を行いながら、やれるものからということでの捉えで確認をしているところです。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 特別授業、プール入れなくても I C タブレット使っているいろいろとやるということですので、事故防止に関する基礎知識、技術をしっかりと伝えていただけたらと思います。

3 点目です。教職員が 1 か月点検したり教育委員会が定期的に点検し、また、専門家に点検してもらって今回の事故も踏まえて一斉点検を進め、特に問題ないということですが、改めて校地や校舎の全般の安全性について質問していきたいと思います。校地から離れますが、以前高橋浩之議員や小川ひろみ議員が一般質問したポプラ並木について伺います。芯のほうに空洞になっており倒れてきたら危険であることから、通学路の安全を確保し施策を講じていくとの答弁でしたが、今回の事故を踏まえて早急に対応が必

要なのかと思いますが、その辺についてどのように考えているか伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長兼学校教育課長（齋藤 浩君） 今回の事故を踏まえまして学校等の点検と併せましてそういった意見交換も行ってございます。その中では校地外ということにはなりますが、ポプラ並木等の件についても話題として上がっております。それについては以前から村道ですので村のほうの考えといいますかそういったものも検討を進めているところでありまして、今回の事故も踏まえて学校からの意見のほうも村長部局の担当部局のほうにお伝えをいたしまして、そちらのほうで検討していただいているという段階でございまして、教育委員会側としてのお答えとしてはこの後返答ということになります。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ポプラ並木のご質問にお答えいたします。

以前から、たまに強風が吹いた際に並木の枝が折れたりというようなこともございまして、内部的にもいろいろ対策についていろいろ検討することということで言われておりました。今現在の検討状況といたしましては、まだ確定した話ではございませんが、交通安全対策も含めましてあの辺のポプラ並木の伐採も含めまして検討している状況となっております。内容といたしましては、国の交付金、社会資本整備総合交付金を使いましてあの辺りの歩道整備、あるいはバスの駐車場の整備等々と絡めながら伐採等を行うということも含まれておりまして、ただ、今内々には県当局のほうにもご相談申し上げて事業化に向けて相談を進めております。相談ベースの中といたしましては、事業化の方向性としては当課では確度の高い話かなというふうには捉えておるんですが、まずもって今年度の話といたしましては予防策といたしまして危険と思われる枝の部分の伐採については既に業者のほうに作業のほうの委託をしているという状況でございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） ポプラ並木の撤去については、今進めているということで理解し、また、小枝等については伐採をしていくということで分かりました。

次に、中学校の第2理科室の雨漏りについてお聞きします。以前雨漏りの腐食により石膏ボードが落下し、その後に修繕はしましたが、また、雨漏りの腐食によりいつ落下してもおかしくない状態になっています。その点について今後どのように考えているのか伺います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長兼学校教育課長（齋藤 浩君） 理科室の天井の件ですけれども、今回6月の補正の中で修繕料の部分の補正を今回計上しております。それにつきましては2月と5月、地震がありましてその際にエアダクト等の周りの壁、そういったものが落ちているというのと併せて理科室の部分の雨漏りも原因ですけれども、地震によってもその部分の影響を受けているということで併せて今回修繕するという形で予算の計上をさせていただいております。なお、雨漏り部分が一番の原因でありますので、それを根本的に改修をしなければ改善されないということになります。それにつきましては次年度以降の中学校のほうの屋上を含めた改修関係、そちらの中で取り組んでいって根本的な解決を図っていくといった考えで今進めているところでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 天井の件も進めているということで、理解いたしました。

次に4点目に移ります。まず、スポーツ少年団の感染対策についてお聞きします。活動に当たり感染拡大防止のためのチェックシートに記入していただいて対策を徹底し、また県から適切な対応を展開するように通知が出ており、それを各団に周知しているということですが、本当に生活様式も変わっておりますし、変異株により感染者も増えております。さらに感染防止対策をしていく必要があると思いますが、今後このほかに考えていることがあれば伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） コロナ禍でのスポーツ少年団の活動でございますが、答弁にも申し上げたとおり、チェックシートなどもつけさせていただいております。名簿についても感染のたどれるように名簿をつけていただいております。今のところ、このままの状態を継続しつつ感染予防に努めていく形で今は考えております。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） これまで体育館でいろいろな対策を取ってきた例をお話ししたいと思います。体育館でしたら、大型扇風機やジェットヒーターを使用し換気を促したり、また村民体育館に網戸がなく夏扉を開けると虫が大量に入ってくるということから開けないで利用の方がおられました。昨年、網戸を手作りで作っていただいて利用者からは虫が入ってこなく大変よかったと話しておりました。そこで数々の感染対策をとっているわけですが、村民体育館、小学校の体育館に今庁舎でもあります顔認証検温カメラを設置をして感染防止対策を強化していくような考えはないでしょうか。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 顔認証のカメラは、確かに有効だと思いますが、今のところ今の状態の消毒で継続して行いたいと考えております。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 先ほどのチェックシートにも体調が悪ければそこに記入してくださいという欄はありますが、子供たちは自分の体調を把握するのが難しく、また無理をする子、多々います。体育館に入る前に検温ができれば感染防止対策によりつながっていくと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） これまでも団の皆様事前に検温していただいて、体温を測っていただいておりました。この方法も継続しつつ、今後の課題として検討はしてみたいと思っております。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 次に、部活動の活動状況についてお聞きします。

感染防止対策をしっかりとって、また感染状況を見極め活動しているとのことですが、先週行われた中体連も無事開催されたということで、子供たちの練習の成果を発揮できた場ができてよかったと思っております。そこで、今回の中体連の成績結果、分かれば教えてください。

議長（細川運一君） 通告外ではございますけれども。岩渕参事。

参事兼指導主事（岩渕克洋君） 中学校がこの土日で中総体ありましたが、昨日まで学校が休みだった関係でまだ正式な報告が来ていませんが、男子バレーのほうで優勝したということは聞いております。詳しい結果につきましては学校から報告があり次第またお知らせできればと思っております。よろしく申し上げます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 優勝した男子バレー、男子が優勝したということで全生徒が最後まで全力を出し切って真剣にプレーした姿が思い浮かべられます。昨年は感染防止対策で保護者が当日子供たちの姿を見られませんでした。今回保護者は観戦できたのでしょうか。その辺について伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 岩渕参事。

参事兼指導主事（岩渕克洋君） 中学校体育連盟のほうの主催になりますので、そちらから聞

いている話ですと今回も感染症防止を最優先に考えるということで来賓であるとか保護者、一般の方の観戦はご遠慮いただくということで大会を進めるということで聞いておりますので、教育委員会のほうでも残念ながら観戦に行けなかったところではあります、なかったものと承知しているところです。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 今回、中体連開催に当たり保護者が学校側に観戦できないかと問い合わせたら、先ほどの岩渕参事と同じ答弁で参加生徒の安心と安全を第一に運営していきたいため無観客で行うと言われたそうです。教職員も中体連を開催するだけでも大変な時間を要してコロナに感染しないようにと中体連が終わるまで緊張感をもって日々過ごしていたと思います。教職員の苦労も本当に分かります。コロナ感染の経路がほぼ大人が持ってきて、持ち込んでうつすことも確かに考えられますが、保護者は子供の成長が楽しみで大会等があればお弁当づくりや送迎等必死に行って、子供たちと同じ空間を共有し子供だけでなく保護者も一緒に大事な経験をしていることと思います。泉区、利府、大崎の一部で今回の中体連、保護者が観戦できると聞いています。また、県内の某高校では入学式・卒業式ですが保護者が入れないということでYouTube配信したところもあります。中学校、主催ではありますが教育委員会で何かの策を練って何らかの形で保護者に観戦できるようなことはできなかったのでしょうか。その辺について伺いたいと思います。

議長（細川運一君） まず、最初に岩渕参事。

参事兼指導主事（岩渕克洋君） 教育委員会のほうは共催という形にはなっておりますが、共催依頼が中体連の体育連盟のほうからあった際にはあくまでも感染防止、子供たちの活動が去年ができなかったので何とかして今年度はやりたい、なのでやるためにも今年度は無観客でというか観戦はなしでということで進めたいのでどうぞよろしくお願ひしますということで、力強く依頼があった経緯もあります。最優先するのは、もちろん保護者の思い、すごく分かりますが、子供たちができる、大会にしっかり臨める、そういうことを体育連盟のほうでも最優先したということで承知しているところでございます。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 今参事のほうからお話があったとおりです。私自身も参観することはできませんでしたし、校長も自分の学校を回ることもできないということで自分の担当のみを見るということでしたので、それを中体連全体で認識して活動したということで、

それはそれで私たちは尊重しておりました。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） それでは教育委員会と学校との関わりとはどのようなものか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 先ほど参事からお話がありましたとおり、中総体につきましては学校行事ではなく中総体、体育連盟の行事でありますので、私たちができることというのは応援すること、いろいろな意味で環境の応援、それから開催に対する意見等にしかないというふうに思っております。今回につきましては特に新型コロナウイルスと感染がよく分からない現状の中での的確なアドバイスはできるものではなかったと思っております。それに伴いまして中体連のほうの事務局の意思を尊重してそれに沿ってやっていったということでもあります。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 教育委員会ですので、学校側に指導なり助言、支援していくことも可能ではないのかと私は思います。学校側が学校主催ですけれども学校が無理なら何とか教育委員会で保護者に子供たちの姿を見せてやりたいと思っておると思いますが、こういう話も聞いております。昨年教育長のところに3年生の保護者だけでも何とか観戦できないかと何人かで保護者が伺ったと聞いております。なかなか教育委員会に保護者が伺うということは年に本当になかなかないのかと思います。それだけ親は最後の子の姿を見たいと強く願う気持ちも分かります。保護者、村民にとっては2年たっても先生に言っても駄目だ、教育委員会に言っても駄目だ、何も変わらない。何らかの策をとってくれない。そういう声も聞いております。現にコロナ感染者が多い自治体が工夫してやっております。今後感染状況により大会自体開催できなくなるかもしれませんが、9月には新人戦が来ます。何かの形で先生と教育委員会で手を結んで保護者に子供たちの活躍する姿を見せていただきたいと思います。繰り返しになりますが、もう一度お願いします。

議長（細川運一君） ただいまの質問内容はさきの質問と重複するとは思いますが、あえてのご質問でしょうから教育長に再度答弁を求めたいと思います。教育長。

教育長（庄子明宏君） 先ほど小川議員がおっしゃいましたように、N501Yというウイルスにつきましては新しいコロナウイルスの管理マニュアルの中では対象的にはほとんど変

わりません。変異株は子供により重い症状を引き起こす可能性があるという言葉が出ておりますけれども、それは証拠は得られておりません。それから15歳未満で明らかな感染拡大の傾向も見られておりません。ただ、従来株と比較すると変異株の子供への感染力は強い可能性があるところだけは強調して述べられております。そういう点からしまして、これまでどおり3つの密を回避しマスク着用、空調をしっかりとすることを中心にしていけばいいわけですが、従来以上の危機意識を持って感染対策に当たってほしいというふうなことも同時に言われておりますので、そこは考えながら新人戦等につきましては教育委員会として何ができるのかという細かいところまで私たちは今回は練ることは余りできませんでしたが、新人戦までには何らかの形でもっと協力できるようなことがあれば検討していきたいと思っております。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） また、中学校側が教育委員会に先ほど岩淵参事からお話しありましたが、共催依頼を出すそうです。中体連を開催するに当たり中学校側が4市町村の教育委員会に先ほど話した共催依頼文をするんですが、その中で他の自治体になりますが大和町と富谷市が依頼文の最後に何か問題があった場合、一切責任を取らないと記載されていたそうです。この件に介しては教育長もご存じだと思いますが、他の自治体での依頼文がありますが、どのように思われるか。その辺について伺いたいと思っております。

議長（細川運一君） 教育長でよろしいですか。教育長。

教育長（庄子明宏君） 確かに大衡村と大郷町は条件はありませんでした。大和町と富谷市については一切保証はしないとそういう話が出ておりましたけれども、そのことについて問い合わせたところ、中総体だけではなくあらゆる共催については文章として、条例としてそのようにしているんだという説明を受けました。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） 条例なりいろいろとあってそういう意味で書いたわけでないと思っております。しかし、教育委員会とは教職員の意欲を高めることが一つの役目だと私は思います。この依頼文では教職員を委縮させる文にしか捉えることができません。共催ではないと思っております。しっかりと4市町村の教育委員会で足並みをそろえて教職員を応援していただきたいと思っております。また、そのような形をとっていくことによって、今後教職員も知恵を絞って保護者が観戦できるように考えてくれることと思っております。その辺について、村長にもお聞きしたいと思っております。

議長（細川運一君） 村長、ご指名でございますので。村長。

村長（萩原達雄君） なかなか難しい問題だとは私は思っております。というのは、せっかくのお子さんが最後の中体連といいますかそういった場面、それをぜひ一目でもいいから見たいというのは当然親としてそういう希望はあるんだろうと、あってしかるべきだと思います。そうしてあげたいというのも議員おっしゃるようなそういった方策を講じるその手立て、全くないのかということであればもう少しそういった方策もあったのかというふうにも思いますけれども、ただしかし、コロナという特別な今状況の中でもっとひどい場面がいっぱいあるわけです。お子さんのそれは見たいのはもちろん分かります、私も思います。しかしながら、一方ではさらには最期の別れの場にも立ち会えないそういった場面もコロナによってあるわけでありますから、ですから、その辺も十分に考慮しますと危険を伴うような、少しでも1%でもそういったことが考えられるようなことは教育現場としては避けたいというのが教育界の何か常識のように私も捉えておりますので、どうかご理解をいただければと。決して逃げているわけでも何でもないと思っております。教職員の方のやる気を出すようなそういった施策を講じるのも教育委員会ではないのかということです。それは私は篤とそうだと思います。議員のおっしゃるとおりだと思っておりますから、どうかそういったもろもろの事情等々を考慮していただきまして、ご理解をいただければとこんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 通告順3番、赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） 通告順位3番、赤間しづ江であります。

一般質問をする前に、私ごとでございますが実は昨日コロナワクチンの集団接種の申込みをいたしました。午後1時ごろだったんですけども、大衡村のワクチンチームコールセンターの非常に丁寧な説明を受け、そして繰り返しの確認のことをチェックされながら終わったんですけども、刻々と変わるワクチンの国の情報を的確に受けて遅滞なく進めておられるその姿勢にすごく感服をいたしております。当初の計画にバツがついて新しいスケジュールが来ました。それも大きな字でそういう配慮がなされていることに非常にうれしく思いますし、皆様の頑張りに感謝したいと思っております。おかげさまでC日程でとれることができました。なかなか若い世代へのワクチン接種というふうなスケジュールもありますし、コロナの感染症対策というものに対してももうしばらく向き合っていかなければならないという状況の中で、どうぞ皆さん、体調を崩すことなく本当に乗り越えて行ってほしいと思います。一言申し上げます。

私はデマンドタクシー試験運行の概要について、一問一答で質問をいたしたいと思えます。

大衡村の新地域公共交通システムについて、さらなる利便性の向上を図るため公共交通全体の見直しを検討してまいりました。記憶ですと、令和元年に公共交通に関する住民の意見を聞きたいということで村内全世帯1,855世帯を対象にしたアンケート調査が行われました。回収率は30.9%、そのアンケート結果を受けてドア・ツー・ドア方式のデマンド型交通を採用との方針が打ち出されました。これによりますと自由経路、ドア・ツー・ドアのデマンドタクシーとは運行ルートやバス停を設けず指定エリア内で予約のあったところを巡回する方式、一般タクシーとの差別化を図るため目的地、施設又は出発施設を限定する運行方式であるとしています。運転業務については村長はかねがねシルバー人材センターに業務を委託するとの説明をされておりました。運転しない高齢者等に対して日常生活の維持に向けて買い物、通院、それから公共施設、あるいは金融機関への用足しなどの移動サービスであります。村民バス路線ではカバーし切れないところを補って、高齢者にとって優しい移動手段として期待されるものが大きいと思えます。常任委員会の説明では令和3年10月に試験運行というふうなことが説明されております。その10月の試験運行となりますとあと4か月でございます。デマンドタクシー試験運行に当たり、基本的な項目についてどのように検討しどう進める考えなのかお伺いをしたいと思います。デマンドタクシーを利用したいと思っている村民の立場に立ってお聞きします。

1点目です。運行日、運行時間、それから運賃というんですか利用料というのですが、それはどうなっているのでしょうか。

2点目でございますが、運行する車両の形態はどういうものを使うのか。さらに、運転に従事する方というのは何人を想定しているのか伺います。

それから3点目です。利用する場合の手続、あるいは予約等の事務、その調整の内容をどういうものがあるかお示しいただきたい。そして、その担当課はどこになるのでしょうか。

デマンドタクシーのイメージを特に高齢者の方々にしっかりと理解していただけるようにということで次の4点目です。村民への周知の方法と時期はいつごろを予定しておられるのか伺います。

5点目です。説明によりますと本格運行は令和4年4月からとあります。本格運行を

前にした試験運行となるのですが、シルバー人材センターに運転業務を委託ではなくバス・タクシー業者ということも挙げられております。そのようになった経緯についての説明を求めるものです。

1 問目、以上でございます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 新地域交通システム試験運行の概要についてということですが、その1点目であります。運行日、時刻、運賃についてどのように考えているのかということであります。現在想定しておりますのは、村内を行政区単位で東西2地区に分け、ざっくりと分けて東地区は、1つの例でありますけれども、東地区は月水金、西地区は火木土というような隔日運行でもって行ったらどうかとこんなふうにも思っていますし、さらには運行時刻については今現在検討中であります。運行便数については自宅から指定目的地までは3便、4便、その目的地から今度は自宅までは4便、5便と考えております。運賃につきましては原則は無料にしたいとこのように思っている次第であります。ただ、利用者の登録料として若干といえますか1,000円程度の入会金といえますかそんなふうな感じでご負担をいただければとこんなふうにも考えております。

次に、2点目の車種及び運転従事者数ということですが、車種につきましては特別な車ということではなくどこにでもあるような定員8名程度のワゴンタイプ、あるいはそれより小さいかあるいはそれより若干大きいか、そんな程度のもをを考えております。特別な車ではございません。普通の車でということを考えております。車両はさっきも申し上げましたとおり2つに分けてということですが、その利用状況にもよりますが、最大でも2台でしょうね、最大で。ただ、隔日運行であれば1台でもその車を毎日使えば1台でも間に合うわけですから、その辺の利用者の状況、そういったものも勘案しながらですけれども、まず最大で2台とこういうふうには思っておりますが、その2台を運行ということになればこれも乗務員も2台であれば2人でいいんですよね、本来であれば。でも、交代交代でその人だけずっとというわけにもいきませんので、交代交代ということもありますので4名ぐらいは必要になるのかなというふうには思っているところであります。

次に3点目の利用者の手続、予約の事務調整作業、そして担当課はどこになるのかとこういう話ですが、原則として当初は、全く前後しますけれども担当課は企画財政課を予定しております。そして利用者の手続としては住所・氏名等をさっきも申し上

げましたが1,000円ぐらいの入会金を頂いて登録していただきまして、そして利用予定の前日までに時間や目的地等を予約していただくことを想定しております。

次に4点目の村民への周知の方法とその周知する時期はいつかということですが、先ほども申しあげましたけれども、まだ運行形態等は検討中ですので方向性が決定し次第早急に広報やチラシ等でお知らせをしたいと思います。そのお知らせはそんなに長い期間のお知らせではなくても、それと並走しながら徐々にそれを認知される住民の方々が利用できるということであり、本格運行までは、ですから、試験運行の例えば何か月前に周知しておかなければならないというそういうふうにも考えてはおりません。あくまでも、それも試験運行の中に入るということですので、よろしくご理解いただければとこんなふうに思います。

次に5点目の令和4年4月の本格運行に向けての試験運行だが、運行委託先がシルバー人材センターではなくバス事業者、タクシー事業者が挙げられているというこれまでの説明と違う状況になった経緯についてはということであり、委託先がシルバー人材センターについてはこれはそのように私は希望しているところであり、しかし、当初からそれができなくなったということの経緯は、何かシルバー人材センターによる乗務員の派遣等々をするためにはいろいろな、後から分かったことでありましてハードルがあるということでありまして、それをクリアするために時間がかかるということでありまして、クリアした暁にはシルバー人材センターに委託をできればというふうに思います。しかしながら、これはあくまでも決定でも何でもありませんので、そういうことを当初想定していたということでありまして、別にそれが駄目になったからどうだこうだという話でもありませんので、ご理解をしていただければというふうに思います。そういうことで、バス事業者やタクシー事業者についても選択肢の1つではあるかもしれませんが、私としてはそれは想定外とは言いませんが想定は余りしていません。なぜかという、バス事業者とかタクシー事業者、こういった方々に頼むのであればいつでもすぐにやれるんです。その代わり、多額に経費がかかります。ですから、私はそういうものを目指しているわけではございません。ですから、ただ、それしか方法がないのであればそれはそうなる可能性はゼロとは言いません。ということであり、というのは、無償での送迎でありますから何ら運送業とか観光業とかそういったものの許可とかそういったくりがないそうであり、いつでもすぐにでもできるはずなんです。なので、余り難しく考えてどうのこうのと言うと難しくなってくるんです。

物事が進んでいかないんです。ですから、車2台あって運転手さんが2人いればいつでもできるという状況の中に今あるわけであります。それを進めてまいりたいとこのように思っているところであります。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 試験運行に日にちが近くなったということで、執行部のほうから本来であれば全員協議会辺りでの説明をいただける、本来の手順であればそういうあれでしょうけれども、どうなっているのかというところでの私の質問でございます。したがって、今鋭意検討中という項目もたくさんあるのではございますが、ただ、2年ほど前からアンケート調査を受けて説明を受けてきた関係上、骨子案としてはどういうふうになっているんだろうという思いで質問をいたしました。

まず1点目の運行の便については村内東西隔日運行という形なんでしょうか。そういう方向であると。ドア・ツー・ドア方式、これは当初の方針どおり変わりはないということによろしいんですね、村長。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ですから、変わりがないと言ってしまうと変わったときにまた何だあのときと違うのではないかと言われますから私は何とも。変わりはありません、基本的にはないと理解していただいて結構だと思います。ただ、では本当にゼロかという話にされるとちょっとそうだとは言えませんが、基本的には私は変えるつもりはありません。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 運賃については無料にしたい、これは試験運行だからだけなんでしょうか。その辺も、ここは大事なところなので伺っておきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 試験運行だから無料というわけではなく全部無料にしたいと、これも。なぜかという、先ほど言ったように料金を取るとなると陸運局なりあるいは他の交通事業者、運送事業者等々の調整も必要になってきますので、できればというか基本的に無料ということで行いたいとこのように思っています。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 確かに道路運送法による区域運行という形になるんでしょうか、デマンドタクシーの場合は。そうすると地域公共交通会議とかそういう一連の手順を踏んで

許認可をいただかなければならないということがありますけれども、それは無料であればその手続は必要ないということなのでしょうか、確認します。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 無料だからそういったものに相談してすることはないとか何とかというつもりは全くありませんが、基本的には何の支障もないわけでありまして。しかし、他町なりあるいは他自治体との相互乗り入れ的なものも出てまいりますので、それはある程度の話し合いといいますかそういったものは必要なかというふうに思っています。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 民業圧迫というふうなことだって当然考えられるわけですが、大衡村として交通弱者の移動手段を立ち上げるに当たって、そういうところは本当に後々問題がないように進めていただければと思いますが、その辺も確認しておきたいと思えます。いかがでしょう。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 民業圧迫、これが一番の実行するに当たって障害になっているのかというふうに思えます。今現在、高齢者タクシー利用券を発行させていただいて利用させていただいています。おかげさまで、利用者の皆さんにはすこぶる感謝をされています。できれば地域によってもう少し増額をしてほしいという場所もあるようであります。しかし、夜とかあるいはタクシー会社も今24時間やっているわけではありませんからですが、夜とかそういうときはそのタクシーを使っただけです。ですから、タクシー乗車券を全くなくすという意味ではございませんので、このデマンド型交通を導入するに当たって今までのタクシー利用券をなくしてやるんだという意味ではございません。それを併用してやりたいとこのように思っていますので、民業圧迫には少しは影響はあるんだろうと思えますけれども、ただ、タクシー会社は時間外でもやっていますしそういうときに使っただけです。そして、日中の今みたいな時期にはデマンド交通のルートに乗った形で、ただ、それは利用する人があいうふうに行くのではなく俺はすぐに行きたいんだという人はタクシーで行ってもらおうというような状況も当然出てくるのかというふうに思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 2点目の車種及び運転従事者数について再質問をさせていただきます。車種については8名程度のワゴンタイプを考えているということですが、用意

する車両というんですか、それはどういう、例えばリースにするのかあるものを使うのか買うのか、その辺を伺いたと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 担当課ではびかびかの新車を2台用意するんだみたいな話を私にしましたけれども、それはそれでいいです。でも、先ほども申し上げましたどこにでもある車、どんな車でもいいんだ。ただ、ぼろぼろと途中で故障する車では駄目ですよ。ですから、必ずしも新車でなくてもいいんだとは言っていました。中古車でも用に耐える車であればそれはいいんですというふうには言っていましたけれども、ただ、自治体がやるということであればある程度の車になってしまうのかと、メンツもありますからなどという話にもなるのかと。私はそんなメンツも何も関係ありませんけれども、何でもいいんです。本当ですよ。ですから、だから最初から申し上げました、どこにでもある車と言いました。ですから、であります。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 車は最大2台という先ほどの説明でございました。車はそのように村長は考えているということですね。運転従事者数についてでございますが、雇用するに当たってはどのようなお考えなのかこれも伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 当初は、これも私の独断で考えた話でしたからいろいろ紆余曲折しているんですけども、シルバー人材ということもあって。当初は今まちづくりセンターから派遣をいただいている大型バス、研修バスとかの運行にまちづくりセンターの乗務担当、運転担当みたいな人が来て運転されています。そういった方を、ですから、まちづくりセンターを通す通さないそんなのは関係なくそういう運転にある程度慣れた人といえますかそういった人を想定しています。そういった人を村で、要するに日雇いのなふうに頼むというかそういうふうに。何て表現したらいいのか、それで駄目だと言われれば会計年度任用職員になるのか分かりませんが、そんなふうに考えております。そんなに難しく考えておりません。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 村長、今難しく考えられる課題とか想定を今の時期だからちゃんとしてもらわないと困るのではないかと考えているんですけども、でも、担当課、村当局としてはいろいろな情報を得て今鋭意検討中であるというふうな姿勢は分かりました。

でも、いろいろな不都合が後々生じないような手立てを踏んでいただきたいと思っております。

次に3点目の利用者の手続、この点の質問でございますが、よくデマンドタクシーはタクシーの利便性と路線バスの低料金のいいとこどりというふうな言われ方をしますが、実際運行の具体的なことをイメージしますとまずデマンドタクシーを利用する場合は利用者としての登録が必要になります。ですよね。その登録料が先ほどの説明では1,000円程度を考えている。登録をしてもらって、さらに利用する前の日まで予約をしてもらわなければならないということです。そうすると、確かにドアまで来てもらえるのはあれなんだけれども、実際乗るようになるまでははいと手を挙げればというふうにはならないと思うんです。したがって、そのことについてもしっかりとお知らせをしてほしいと思っておりますが、いかがでしょう。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私、担当にも小言を言ったんです。何でデマンドタクシー、タクシーと言うんだと。私はタクシーなんて言っていないと。デマンドタクシーではありません。タクシーではないんです。デマンド交通ですから、タクシーというのはタクシー屋さんあるけれども、ですから、要するにドア・ツー・ドアの形態はそのとおりでありますし、無料だという話もしました。それで、10月に試験運行を始めますというのは当初はシルバー人材の派遣からすると、当初私が考えていたときは10月から試験運行もいいんだろう、シルバー人材でも。ところが、それが間に合わないような感じだということであれば普通に、さっき言った乗務員の皆さんにお願いして運行をしていただく、シルバー人材云々ではなく。そういうこともできるのではないかというふうに思っていました。そうしたいとも思っています。ですから、10月1日になぜ間に合わないのかという話もさせていただきました、担当に。そんなに難しいのかと。ですから、さっき私はそんなに難しく考えていませんというのはそこなんです。ということです。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 本来、タクシーというのは相乗りはできないことになっているんですけれども、相乗り、乗り合い。一人一人が予約をしてというのがタクシーです。けれども、地域交通の場合の乗り合いという要素が加わるためにいろいろ許認可でも難しいところが出てくるというのはそういう意味なんだと思います。したがって、とにかく行き先も限定されますしちょっとこちらに回っていきたいからとそういう別ルートはご法度

ですから決められたところ決められたところというふうなことで、したがって、利用登録、予約の必要なデマンドタクシーとなるわけです。そのためには普通であれば料金を多少なりとも頂いてそして運行する。そうなれば、当然車両運送法の法にかからないような手続が必要となるという意味なんだそうです。私もこの質問をするに当たって少し勉強したんですけれども、だから、予約、利用登録をします。そうすると前日までに予約をしなければならない。その予約を受けるところはどこになるんですか。オペレーションセンターのようなところはどこを考えていらっしゃるんですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ですから、私はその答えではありません。ですから、タクシーではないという話をしました。ですから、タクシーなんて私は言っていないんだというのはそこなんです。でありますから、そして、予約の受付をどこですのかと。1問目の答弁でも申し上げました。事務局的には企画財政課になる予定ですということを1問目で言いましたけれども、ただ、企画財政課の職員がそれを担うのかといった場合にいろいろと忙しい、少ない役場職員の中でそういうことも無理なのかとも思いながら、ただ、あくまでも所管は企画財政課であります、所管。ただ、実際に受け付けたり何なりやる人は誰かと。それについてはまだ分かっていない、まだ決定していませんということであります。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 登録している人からもいつどういう形で連絡が来るか分からないわけですから、待機していなければならない。人件費なり何なりというふうなものも当然そこには関わってくるんだろうと思います。そのための試験運行だというふうなところもあるんでしょうけれども、実際にたやすく利用できるのではないかとってはいても、意外と運行する側の状況も考えて見ればそんなに簡単なものではないと思いはじめてきたわけなんです。

次の4点目に入りますけれども、一応試験運行をしますという村民への周知の方法という、明日から走るのに準備期間を経てお知らせをするという作業がこれから伴って来ると思うんですけれども、10月1日からという非常にかなり厳しいあれに思えてきたんです。準備状況まだ検討中というふうな項目を余りにも多い状況を考えますと。ですから、相手は高齢者である。それも年齢の高い高齢者が対象になるのかという思いがするんです。そうしますと、先ほどのワクチンのあれではないですけれども、大きな活字

で分かりやすく本当にイメージしやすい広報をぜひ心がけていただきたいと思いますので、その辺の考え方も村長、お願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 対象者は高齢者、それも年齢の高い高齢者というふうに私は、そういうふうに限定して私考えてはおりません。若い人もどうぞ乗ってください、申し込んでくださいというふうに思っているんですけども。若い人ももし乗りたいのであれば。実は、ですから、先ほども申し上げました試験運行はいろいろ試験でありますから試験運行の初日から完璧に何事もやろうというふうにしているわけではございません、先ほども申し上げました。試験運行でありますから、要するに周知の方法から周知からいろんなもろもろまで含めて並走します、並走。試験運行と並走。ですから、やりながらPRしていくというような形です。認知した人が一番先に申し込んだからずるいとかそういうふうに言われるとそれは困るけれども、ですから、分かりやすく言えば、本当はみんなに周知して、当然周知が終わってからやるのがもちろんベターです、ベストです。ただ、そういうふうにもしいかない場合は並走しながらやりますということを行っているまででありまして、そして、1台でありますけれども、最初は1台になる可能性もあります。なぜかという、大体何名が会員になってくれるか分かりません。会員が今のシルバー人材センターと同じで会員が100名になればいいなと思っているんですけども、49名でぴたっととまってしまったというようなことがあるいはので、実際何名ぐらい会員になって申し込むのかというものを見ながら、その試験運行の中でそれを見極めながら、そして、最終的にはフルにこれは運行しなければならないというときは2台してやる可能性ももちろん出てくる。そういうことももちろんありますけれども、ですから、私言っているのは走りながら完成に近づけていく、それが試験であります。ということでご理解をいただければというふうに思いたいんですが、どうでしょう。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 走りながらは村長危険です。ぜひもう少し検討中という方針も固まった時点で、あと車両だってこういう車が走りますというせめてお知らせの中には写真も入れたお知らせをしたいじゃないですか。そう思いませんか、村長。ぜひもうちょっと様々な方面の課題なりも含めた検討をして出してほしいと思うんですが、いかがでしょう。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私は外枠の大枠を言っているんです。中身は、ですから、それは担当課でちゃんと10月までに何車だとかこういう車ですというのを、そんなことは当然PRするのは当たり前でしょう。私言っているのは並走しながらやるということはそういうことではなく、大枠のことを言っているんです。こんな細かいことまで私言っているわけではないです。その辺は首長としてそんな細かいことまで言うことは控えたいと思います。ですから、あとは担当にぜひ聞いていただければと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 車については、先ほど来から村長答弁していますとおり、通常のワゴン車タイプを想定してございます。購入もいいんですけども、試験運行という性格上もありますので、当面はリース等で運行できればというふうに考えてございますし、先ほど村長もお話ししましたとおり、2台なのかそれとも登録車種によっては1台になる可能性もありますので、そのような方法がいいのかというふうに考えてございます。そして、リースであればある程度リース会社等から写真等撮らせていただいて、あとはラッピングというのはできませんので何か大衡村のデマンド型交通というような、皆さん分かっていただけるような何かマグネットみたいなものでできればいいのかというふうに考えているところでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） シルバー人材センターというふうなことが会員登録がさっき村長なかなか伸びないということでまたこういう方法も考えているというふうな答弁でございましたが、シルバー人材センターの会員登録のことにちょっと戻りますけれども、このうちに運転業務を希望としている会員は何名ぐらい登録されていらっしゃるのか。その数、お分りですか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） これが私どもの持っている最新の資料かどうか確認できておりませんが、手持ちの資料によれば18名というふうになってございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） シルバー人材センターにお願いをするということを決して諦めているわけではないというふうな村長のお話でございましたが、この方々に例えば安全教育であるとか技術研修というようなものは始めていらっしゃるのかどうか伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） シルバー人材センターのほうに直接確認はしてございませんが、まだ始めていないというふうに思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） なかなか年齢的なところもありましようし、そんなに簡単なことではないんだという思いもいたします。ましてや安全第一を旨とする業務なものですから、その辺は相当時間をかけて育成するというふうな思いもあるんでしょう。村長のその考え方なども心に入れておりますが、再三運転業務をシルバーに委託するんだというふうなことをいろいろな場面で一般質問などでも村長の答弁として受けておりますけれども、それこそ本当に何よりも安全対策が最優先というふうなことはどの議員からも心配して言われていることだと思います。運転業務の頼むという方は大衡村にとって大切な本場にパートナーでありますから、簡単に代えたり何だりというふうなことももちろんできない状況ですし、公共交通システムについて情報集め鋭意努力しているというふうなことをいろいろな情報を集めてしっかりとしたものを示して本格運行に向けていってほしいと思います。村長の考えを伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうしたいと思います。ですから、何回も言っていますように、シルバー人材センターありきではないんです。できればシルバー人材センターでできるのであればそれはそれにこしたことはないんですけれども、できなければ今大型バス運行依頼しています方々、まちづくりセンターから派遣されて来ていますけれども、ああいう方々にやっていただくというのも。ただ、あの人たちだから安全というわけでもないんです。あの人たちも私らぐらいとか60後半、70ぐらいの人ですから。誰が安全とか何とかなんかということとはちょっと保証はできないですよ、突き詰めていけば。ミヤコーのバスの運転手だから安全、大和タクシーの運転手だから安全というそういうことは今余り関係ないと思います。もちろんちゃんとした知識を講習してそういった知識を持っている方々でありますけれども、ただ、体調が運転したまま意識失うなどということも当然ありますから、これは。ですから、誰が安全なのかということは何の保証もございません、それは。ですから、それはちゃんとした保険とかそういうものをちゃんと完備した上で運行するということになります。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） いろいろよく検討して最良の方法をひとつお願いしたいと思います。

まず、路線バス乗り場まで歩くのが大変だとか乗り降りに不安がある、それから時刻が合わない、独り暮らし高齢者、身体の不自由な方、今まで何事もなく運転していた方が免許を返納する、そういう事態になった。年齢を重ねて弱くなった自分をこのごろよく考えてみました。この議場でも私よりも年齢の上の人は数えるぐらいしかおりません。職員の方々を含めてずっと若い方々です。人生100年時代と言われます。社会参加をしながらフレイル、虚弱な体に陥らない元気な高齢期を迎えるために住民にとって便利で安心な交通手段があることはとてもいいことです。今回の新交通システムはそういう意味で村民の期待を一気に背負っているというところはあると思います。しかし、運行する際の手順手続、毎日の予約受付、運行ルートの調整、それを考える体制の整えておく必要があります。あと、今回運賃については無料というふうなお話でしたけれども、いろいろな検討をした結果で例えば運賃を取るようになった場合、お金を扱います、その場合。精神的な負担も生じます。万が一、事故が発生した場合の対応にも備えておく必要があります。あくまでも試験運行をやってみての話ではありますが、メリットとともに課題にどう取り組むか。費用対効果というところも意識してかからなければならなりません。それから多額の費用をつぎ込んでどこまでやるべきか、もっとよい方法はないのかというふうなこと、さらに職員の負担が増加することだけはぜひとも避けていただきたいと思います。また、高齢者のタクシー利用券との絡み、路線バスとの関係、それぞれの施策の中での検討事項、明日の佐野議員のご質問にもあるようですけれども、そういったことを再検討も出てくるのではないかと考えます。最後に村長の考えを伺って質問を終わります。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 赤間さん、本当にいろいろな隅々までご心配をされて、でも、するなというのではなくぜひやってほしいというご意見はひしひしと感じてきたところであります。本当に村民の皆さんの足の確保、そういったものを本当に目指さなければ駄目だというふうに感じたのはタクシー利用券であります。これは私も高齢者、もうすぐ後期高齢になります、あと2年、1年半ほどで。でありますから、ところが私村長していますからいろいろな決済回ってまいります。そうすると、タクシー利用券の申請の決済が来るんです。誰それさん、何だ俺より幾らか、この間までびんびんしていたじゃないかという人、来ます。車の免許返すとか、返すからだというような理由は80歳以上ですから、普通の人で。障害抱えている人は違います、もっと下ですけども。そういう人

が多くなってきました。独り暮らしの人とか、その人は後期高齢で独り暮らしの人で足りない人というのは80未満でも申請できますので、ということで、そういう人が散見されるようになりました。俺と幾らも違わないとかそういう人がだんだんと出てきて、そしてすごくひしひしとその危機感は私も持っているところであります。そういった意味でそういった皆さんの利便を図るためにも、そして生きがいを持って外出していただくためにもぜひこれを成功させたいというその気持ちは本当にあります。赤間議員がおっしゃられるようないろいろなリスクといいますかそういう心配されることも重々承知しておりますけれども、そういったことが杞憂に終わるようなそんなふうになるように、運行に向けて頑張ってもらいたいとこのように思っておりますのでどうかご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。

これで本日の一般質問を終わりとし、引き続き明日も一般質問を続けることといたします。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本日の日程はこれで全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

お疲れさまでございました。

午後2時35分 散 会